

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業相談等業務
発 注 課	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
選 定 事 業 者	一般社団法人北海道建築士会札幌支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、「民間公共的施設バリアフリー補助事業」の申請を予定する事業者が、整備内容の検討段階で、バリアフリー改修を多く手掛ける建築士からの的確な助言を受けることにより、効果的な改修事例を創出することを目的とする事業であるが、事業の実施には、規模や業態等、多種多様な補助対象施設のバリアフリー整備に関する専門的な知見を有する建築士が相談員として従事することが必要であり、そうした人材を選定し安定的に確保できることが不可欠である。</p> <p>当該団体は、建築士法第22条の4に基づき「建築士に対する建築技術に関する研修並びに指導等を目的とする団体」として設置され、本市唯一の建築士を会員とする団体であり、本市の附属機関である「札幌市福祉のまちづくり推進会議」の委員を、平成11年度の設立当初から継続して輩出している建築に係る職能団体である。</p> <p>以上のことから、本事業を効果的に行う上で必要な要件を兼ね備え、確実な業務履行が見込めると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年4月15日